

# 保険 介護 軽度者を施設・サービスから排除する改悪は廃止以外にない

## 訪問・通所介護を市町村に丸投げ

政府は、来年度からの介護

保険の改定に向け、今国会に介護と医療を同時に改悪する法案を提出しています。「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」いわゆる「医療・介護総合確保推進法案」という。

曾我部博隆議員は、同法案で介護に関わる問題点を3月議会の一般質問でたどりました。

第1の問題は、要支援者が利用する訪問介護、通所介護を市町村の事業（総合事業）に丸投げすることです。

曾我部 法案が通ると、要支援の人が利用している訪問介護、通所介護は利用できなくなるのではないか。

川口 紀昭福祉保健部長 要支援者を対象とす

る予防介護のうち訪問介護と通所介護を平成29年度までに地域支援事業に移行することになる。

地域支援事業になると、介護の資格のないボランティアや民間企業を活用できることになり、介護サービスの質が低下する恐れがあります。

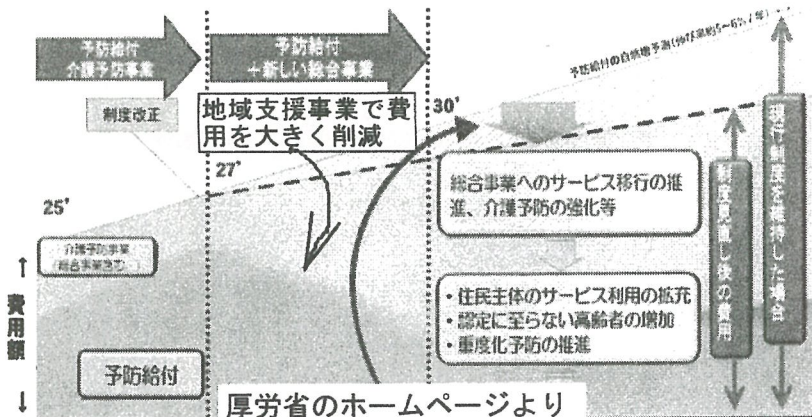
さらに食事は配食業者、掃除はハウスクリーニング業者...と、細切れに提供するばらばらの支援で、要介護者の生活全体を視野に入れた援助が不可能になる可能性があります。

また事業を実施するかどうかは市町村の判断によるため、自治体の財政によりサービスが縮小・廃止され、サービスの低下は避けられません。

要支援1、2の認定者は1500人で、訪問介護や通所介護を利用している人は800人になります。多くの方に影響します。

訪問介護（ホームヘルプサービス）：ホームヘルパーが家庭を訪問して、介護や家事など身の回りの援助をします。

通所介護（デイサービス）：デイサービスセンターなどの施設で、入浴や食事、機能訓練、その他日常生活に必要な世話を日帰りで受けます。（市のホームページより抜粋）



## 軽度者を特養ホームから排除

第2の問題は、特別養護老人ホーム（特養ホーム）への入所を要介護3以上に制限し、軽度者が排除されることです。

曾我部 特養ホームへ要介護1、2の人は入所できなくなる。

川口 福祉保健部長 新規入所は原則要介護3以上に限られる。要介護1、2で特養ホームを利用しているのは80人ほどだ。

要介護1、2で認知症、障害を抱えているなど「やむを得ない事情」がある場合のみ、特例的に入所が認められます。一方入所後要介護度が改善し、要件を満たさなくなると退所を迫られることとなります。

## 一定所得以上は2割負担に

第3の問題は、利用者の負担が増えることです。

年間所得が160万円（年金収入のみの場合80万円）以上の高齢者の利用料負担を

現在の1割から2割へ、2倍に引き上げます。

貯金、有価証券などの資産が一定額以上ある場合、また障害年金、遺族年金が収入と認定され、施設での低所得者の食費・住居費を補助する「補足給付」の対象外とされる場合があります。

## 「改悪やめよ」と 国に働きかけを

アベノミクスによる物価の高騰、年金や生活保護費の削減、

そのうえに4月から消費税が8%になり、高齢者に容赦なく負担増が襲いかかっています。

来々4月からの介護保険改悪は「安心・安全・元氣な稲沢」（大野紀明市長の3月議会施政方針）に逆行します。国に中止を求めることが急務です。

同時に負担増・制度改悪をやめよという世論で政府を追いつめることが求められます。

